

さくら市農業委員会総会議事録（令和5年12月定例総会）

1. 開催日時 令和5年12月22日（金）午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委
 係長 小倉 真理
 主査 高野 洋

7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	七久保	<p>皆さんこんにちは。師走のお忙しい中ご苦労様です。先日、12月13日にJAしおのや喜連川地区懇談会がありまして出席してきました。その中で、質問としまして喜連川地区の10年後の担い手がいない、JAにどうにかしてほしい、どう考えているんだという質問がございました。組合長の話は、JAだけでどうなるものでもない、国が動かなければ駄目だ、国に依頼をするということで、まず、国が動こうということで、全国の市町村が取り組んでいる地域計画の作成ですね。まさにそのものだと思います。これから地元の話し合いに入るとは思いますが、皆様よろしく願いいたします。</p> <p>それではただ今から、さくら市農業委員会12月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
1番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第2号1件、議案第3号1件、議案第5</p>

		号1件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	七久保	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
11番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第4号1件、議案第5号3件の合計4件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第2号4件、議案第4号1件、議案第5号1件の合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	七久保	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、議案第5号1件の合計2件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	七久保	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。15番の小林薫委員、16番の小川圭一委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	小倉	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p>

		以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
17番	大谷	あっせん委員といたしまして、17番 大谷及び、19番 軽部喜一委員で担当いたします。
議長	七久保	<p>それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、17番 大谷伸二委員、19番 軽部喜一委員を指名します。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
17番	大谷	<p>案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>譲受人は〇〇さんですね。譲渡人と親戚関係にありまして、現在も耕作している状況です。その中で、譲渡人が高齢で耕作者がいないので、〇〇さんがずっとやっています。それで、売買によって、権利を移転する案件です。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。</p> <p>地元の推進委員と17日に現地を確認し、本日調査会におきまして書類審査のうえ現地確認を行いました。</p> <p>問題ないと思います。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
5番	田崎	案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇さんは、専業農家として水稻を中心とした経営を行っております。平成△△年に家庭の事情により今回の譲受人から、今回の譲渡人□□さんが土地を購入しました。約20年経過し、生活に余裕ができましたので、今回買い戻す案件です。耕作も当時から〇〇さんが□□さんの大豆やソバをつくっておりました。現在も同じでございます。 地元の推進委員と16日に現地を確認し、本日調査会におきまして書類審査のうえ現地確認を行いました。 問題ないと判断しております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

		【全員挙手】
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
18番	手塚	<p>案内図2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>今回、〇〇さんが以前より田圃を耕作してしまして、以前から買ってほしいという要望があったようです。今回は、9月にあつせん案件がありまして、それで出てきたものです。</p> <p>13日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号 番号4番・番号5番の2件については、関連がありますので、一括審議とさせていただきます。</p> <p>議案第2号 番号4番・番号5番について、事務局の説明を求</p>

		めます。
事務局	高野	(議案第2号番号4番・番号5番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
17番	大谷	案内図2-4・2-5をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 農地の効率的利用ということで、お互いにそれぞれ離れていたのですが、耕作し易いように交換ということになりました。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号4番・番号5番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号4番・番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号6番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。

議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
13番	軽部	案内図2-6をご覧ください。(申請の場所を説明する) 地権者が〇〇さんから△△さんへ変わるということで、耕作者は□□です。特に問題は無いと判断いたします。 16日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行いました。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号6番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がり約1.0haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
18番	手塚	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 転用行為の必要性ですが、今回、貸駐車場ということで、南側に工場があるのですが、そちらの従業員の駐車場を確保したい

		<p>ということで申請されました。</p> <p>資金計画は100万円で砂利を敷いて駐車場にします。</p> <p>周辺農地への影響ですが、西側は畑ですが〇〇さんの畑なので特に問題無いかと思えます。その他に農地はございません。</p> <p>15日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	田崎	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>土地の選定理由ですが、現在〇〇市の賃貸住宅で生活しており、隣が両親の土地で、将来面倒見ること等を考え、事務局の説明のとおり住宅の建設を計画しました。</p>

		<p>土地利用計画ですが、申請地は349㎡、父親の所有地の一部58㎡を借りまして、合計407㎡になります。居宅が123.38㎡、駐車場は自己用2台・来客用1台で考えております。取水は上水道より給水。排水は下水道に接続処理する計画です。雨水につきましては敷地空間の砂利敷と植栽部分での浸透処理を考えております。</p> <p>資金計画ですが、2,700万円金融機関からの融資でございます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、周りは全て宅地でありますので農地へは影響がありません。</p> <p>16日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第4号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第4号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>

3番

小菅

この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でありますので、場所の説明を省略させていただきます。

〇〇が、元々更地で宅地分譲として今年8月に許可を受けたものを新たに建売住宅として転用するための計画変更の申請でございます。

〇〇は、不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業であり、さくら市内においても実績があります。今回計画している当地は土地区画整理事業が施行されている地域で、住宅販売に適した地域であり、周辺の活性化につながるとの考えから計画の実施にいたりしました。

土地の選定理由は、小学校や大型スーパー等もあり、国道へのアクセスも容易であり、住宅需要の高い地域です。将来性のあるこの地域で計画していたところ、土地所有者からの協力が得られたためこの土地を選定しました。

当初計画では更地分譲でしたが、その時点での資金計画は2,130万円、今回建売住宅を建築してからの住宅販売ということで、資金計画は4,950万円に変わっております。

なお、現況は宅地、東側・北側は宅地、南側・西側は道路という状態で、周辺農地への影響、また日照等の影響はございません。

以上のような状況でございます。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長

七久保

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長

七久保

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

議案第4号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

七久保

全員挙手ですので、議案第4号 番号2番については、原案どおり承認されました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

		番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。) <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
7番	高木	案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) <p>今年の3月に転用の許可が下りて、夏に住宅が完成しております。既に居住されております。建物の周辺の整地のために土地が狭く拡張が必要ということでございます。</p> <p>個人敷地宅内ですし、周辺の農地に与える影響はないと思われま</p>
		す。
		18日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。
		皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。
		議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めま
		す。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案ど
		おり承認されました。
		続きまして、議案第5号 番号2番について、事務局の説明を
		求めます。

事務局	高野	<p>(議案第5号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
3番	小菅	<p>上阿久津台地土地区画整理事業地内にありますので、場所の説明を省略させていただきます。</p> <p>この案件は、〇〇から△△さんが住宅を購入する案件です。</p> <p>譲受人は□□市内のアパートに住んでおります。現状の居宅では間取りが狭いためマイホームの必要性を感じ住宅を探していました。さくら市内で住宅を探していたところ、〇〇の分譲地が上阿久津台地土地区画整理事業地内にあり、その住宅を取得することになりました。</p> <p>土地の選定理由は、さくら市施行の区画整理事業地内であり、戸建て住宅が立ち並ぶ住宅地へと変貌しております。小学校、大型スーパーへのアクセスも容易である事などから利便性に富んでいます。〇〇の当分譲地は希望エリアであり、仕様グレードが高いにもかかわらず、希望予算内に収まったことにより住宅購入を決断しました。</p> <p>土地利用計画は、木造2階建て、駐車スペース2台分、給水はさくら市事業水道管より受水、し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流、雨水については宅地内にて浸透処理します。</p> <p>資金計画ですが、自己資金200万円、内30万円を手付金として受領済。領収書及び残高証明書が添付されております。また、住宅ローン2,650万円。これについても融資証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、排水については公共下水道を利用します。隣地との境界にはブロック・フェンス等で見切り工事を行い、土砂流出防止対策を行います。</p> <p>16日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号 番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第5号番号3番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
11番	小林	<p>案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) 申請地は北・道路、東西が宅地、南が畑に囲まれた土地であります。 本申請は、〇〇氏が住宅を建設するため、妻の母の所有する土地を借りて転用する案件です。 転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、現在妻の実家に妻の両親と一緒に暮らしています。子どもの成長とともに手狭になり新築の計画をしました。将来両親の面倒をみる必要があり、実家近くの土地を選定しました。 土地利用計画は、木造2階建住宅を建築し、給水は公共上水道、排水は合併処理浄化槽で処理後、側溝に放流します。雨水は雨水浸透槽で処理します。周辺農地への影響はありません。 資金計画としまして、建築費・造成費・事務管理費合計2,550万円、全額融資にて賄う計画です。融資証明書が添付されて</p>

		<p>おります。</p> <p>今月15日に、地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上のような状況でございます。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第5号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	田崎	<p>先ほどの議案第4号番号1番と内容は同じなので、説明は省略させていただきます。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第5号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
9番	手塚	<p>案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、〇〇市内にアパートを借りて妻と共に生活をしています。現在、できるだけ早い時期に子どもが欲しいと考えており、子どもが生まれた場合、今のアパートでは手狭であるため自己所有住宅を建築したいと計画しております。義理の実家の祖母がいくつか土地を所有しており、祖母が所有する土地を中心に選定いたしました。</p> <p>土地利用計画ですが、木造2階建1棟、駐車スペース普通車2台分、合併浄化槽・給排水配管設備。接道からの住宅への出入りスペース・庭、合わせて499㎡です。進入路として北西側市道から進入します。取水・排水計画ですが、さくら市上水道より取水。生活排水は合併処理浄化槽を設け、北東側排水路へ放流。雨水排水は北西側接道部以外の周囲をL型擁壁で囲み、敷地内は砂利を敷き浸透処理します。</p> <p>周辺農地への影響・防除策ですが、北西側は市道、北東側は水路、南・西側は実家所有農地に隣接しており影響はありません。</p>

		<p>建物の高さは2階建て6mで、隣接農地は南西側になり、南側境界まで建物から13.139m、西側境界から6.093m離隔を取るため、日照・通風への影響は軽微であります。敷地内を0.8m程度土盛りしますが、周囲をL型擁壁で囲い土砂の流出を防ぎます。また、申出地残農地の給水口、排水口、耕作乗入口は分筆後の残農地部分にあり、既存位置にあるものをそのまま使用できるため、耕作に支障はありません。</p> <p>資金計画といたしまして、用地取得費0円、造成整地費500万円、建築工事費3,500万円、その他経費300万円、合計4,300万円、全額借入金で賄います。</p> <p>15日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	七久保	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	七久保	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	七久保	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号 番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第5号番号6番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	七久保	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
18番	手塚	<p>案内図5-6をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p>

転用行為の必要性ですが、購入者は申請地の1.5km南方の借家に家族4人で住んでおります。子どもの成長に伴い住宅が狭くなったため、申請地を購入し自己所有の住宅を建築したく申請するものです。

土地の選定理由に関しましては、現在住んでいる借家に近く、子どもたちの保育園等の環境が変わることなく継続できる。スーパー、病院及び駅に近く生活し易い。メインの通りに面していないため騒音が少ないという理由でございます。

土地利用計画ですが、一般住宅木造平屋建。駐車スペース・庭として利用予定です。取水は、さくら市水道に接続。生活排水はさくら市公共上水道に接続します。雨水排水は、敷地内にて浸透処理します。周囲への雨水の流出がないよう敷地内側への勾配とします。

資金計画ですが、土地代金970万円、土地整備資金500万円、住宅建築資金2,300万円、合計3,770万円、借入金は4,000万円です。別途、資金証明書が添付されております。

周辺農地への被害防除対策ですが、北側は市道、東側及び南側は宅地、西側は畑です。雨水は敷地内浸透としますが、周囲への雨水の流出がないよう敷地内側への勾配としますので周辺への被害の発生はないと思われます。なお、西側の畑所有者には事前に説明済ということですが。

13日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長 七久保 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 七久保 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。
議案第5号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 七久保 全員挙手ですので、議案第5号 番号6番については、原案どおり承認されました。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用

		配分計画に係る意見について」を議題に供します。
13番	軽部	議案第6号につきましては、当時者であるため退席いたします。
議長	七久保	議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である13番「軽部俊典 委員」の退席を許可します。
		【13番 軽部 俊典 委員 退席】
議長	七久保	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和5年度 第9号 公告予定年月日は令和5年12月28日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が18件、再設定15件、農地中間管理権取得が1件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。 13番「軽部俊典 委員」の着席を願います。

【13番 軽部 俊典 委員 着席】

議長

七久保

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号9番、

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号3番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

(午後2時35分)